

カードローン取引規定

(WEB完結)

私は、株式会社ジャックスの保証（以下「保証会社」という）に基づき、協栄信用組合（以下「甲」という）とのカードローン取引（以下「本取引」という）において下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し、本規定に基づく一切の債務につき責任を負います。

第1条（契約の成立）

- この契約は、私からの申込みを甲が甲所定の審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。
- この契約による個別の借入契約は、甲から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。

第2条（取引の開設）

- 本取引は、甲本支店のうちいずれか1ヵ所のみで開設するものとします。
- 甲は本取引に使用するためのローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。カードの発行にあたっては甲の定める手数料を支払うものとします。なお、甲において一般に行われる程度の手数料の改定が行われた場合には、改定後の甲店頭にて示された所定の手数料が適用されるものとします。
- 本取引の返済用預金口座は、私が指定した私名義の預金口座（以下「返済用口座」という）とします。

第3条（取引の方法）

- 本取引は、当座貸越取引とし、小切手、手形の振出あるいは引受、または預金口座振替による自動支払は行わないものとします。
- 本取引は、現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む、以下「支払機」という）を使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- カードおよび支払機の取扱いは、甲所定の取扱規定によるものとします。

第4条（取引期限）

- 本取引の期限は、契約成立から1年後の応答日の属する月の月末とし、甲が定めるものとします。ただし、期限までに、甲から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に期間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 継続にあたっては、甲所定の継続申込手続きとし、甲店頭にて示された所定の事務取扱手数料を甲の定める方法で支払うものとします。
- 甲が審査のため、資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。また、継続審査のため、甲ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関から取得する個人信用情報を利用することに同意します。
- 甲から期限を延長しない旨申し出がなされた場合、または私の年齢が満65歳を超えて迎える契約期限内に達した場合は新規借入を行わず、次のとおりとします。
 - ①当座貸越入元利金（損害金を含む）の残金額を甲に弁済するものとします。但し、甲および保証会社が認めたときは、第7条及び第8条の定めにより当座貸越入元利金を弁済することができるものとします。
 - ②当座貸越入元利金金額を弁済後、本取引は終了します。
 - ③カードは直ちに甲に返却します。

第5条（貸越極度額）

- この契約による貸越極度額は甲及び保証会社の審査より決定されるものとし、甲が通知する貸越極度額に従うものとします。
- 甲がやむを得ないと認め、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、この契約の各条項が適用されるものとし、甲からの請求があったときは極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 甲は前項第1項を保らず、この契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、甲は、新しい極度額及び変更日を私に通知した日は同意を得るものとします。

第6条（利息、損害金）

- 本取引による貸越金の利息は、毎月5日の約定返済日に貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、付利単位を100円とし、甲所定の利率及び甲所定の計算方法によります。この場合、利息と貸越元金に組み入れることにより貸越額が返済極度額を超えるものもこの規定が適用されるものとし、私は、甲の請求があったときは貸越極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 甲に対する債務を履行しなかった場合は、損害金率14.60%（年365日の日割計算）に基づく損害金を支払うものとします。
- ①金融動向の変化その他相当の事由がある場合には、甲が前項の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
 - ②前号による利率変更の内容は、甲の店頭または支払機に掲示するものとします。

第7条（返済方法）

- 本取引に基づく当座貸越借入金の返済は、毎月5日の約定返済日に返済金額を甲所定の返済方法により返済するものとします。
- 前項にもかかわらず、返済当日における貸越借入金残高が前項に定める返済金額に満たない場合には、返済当日現在における貸越借入金残高全額を返済するものとします。

第8条（随時返済）

- 前条による定期返済のほか随時任意の金額を返済できるものとします。ただし、手形・小切手・証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
- 前項の随時返済は、次次の自動引落しとにより直接甲の店頭および現金自動預入支払機、当座貸越口座への振込にて行うものとします。
- 定期返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が遅延金合計額に満たない場合は、当座貸越口座への入金は行わないものとします。

第9条（定期返済等の自動引落し）

- 第7条による返済は自動引落としの方法によるものとします。毎月の返済日までに指定口座に返済金相当額を預入するものとします。私は返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書などで引落としのうえ、返済にあてるものとします。
- 前項の預金が遅延した場合には、甲は返済金と損害金および甲の定める返済遅延金回収督促手数料について、預入後いつでも前項に準じた取扱いができるものとします。

第10条（カード発行手数料の支払）

本取引におけるカード発行手数料は本契約締結時に支払うものとします。

第11条（期限の利益の喪失）

- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲から通知催告等がなくても、本取引による一切の債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - ①第7条に定める借越の返済を遅延し、翌月の返済日もいったも返済しなかったとき。
 - ②支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④私の預金その他甲に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、甲において私の所在が不明となったとき。
 - ⑥保証会社より保証の取消しがあったとき。
- 次の各号の場合には甲の請求によって本取引による一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
 - ①甲に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ②甲との取引約定の一つでも違反したとき。
 - ③本取引に関し甲に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④前号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条（貸越の停止）

- 第7条に定める返済が遅延している場合または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。
- 前項のほか金融情勢の变化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、甲はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条（解約）

- 私はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、私は甲所定の書面により甲に通知、直ちに本取引による債務を全額弁済します。
- 前11条各号の事由があるときは、甲はいつでも本取引を解約することができるものとします。
- 第2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を全額弁済するものとします。

第14条（差引計算）

- 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわからず、いつでも甲は相殺することができるとします。
- 前項の相殺ができる場合には、甲は事柄の通知および所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 第2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

第15条（相殺）

- 私は弁済期にある私の預金その他の債権と本取引による私の債務とを相殺することができます。
- 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印し直ちに甲に提出します。
- 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は甲の定めによるものとします。

第16条（充当の指定）

- 弁済または第14条による差引計算の場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができます。第15条により私が相殺する場合、私の甲に対する債務全額を消滅させるに足りないときは私の指定する順序方法により充当することができます。
- 私が前項による指定をしなかったときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議ありません。
- 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、甲は滞滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期日の長短等を考慮して、甲の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- 第2項によって甲が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものと見て、甲はその順序方法を指定するものとします。

第17条（危険負担、免責事項等）

- 私が甲に差入れた証書等が事変、災害等甲の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には甲の帳簿、振取等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、甲から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。
- 甲が、本取引において諸届その他書類に使用された印影を表記記録簿に押捺した印影または返済用預金口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないと認め取扱ったときは、その書類・印章について偽造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。
- 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。この場合に生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、私が負担します。

第18条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに甲に書面で届け出るものとします。
- 私が前項の届出を怠ったため、甲が私から最後に届出のあった氏名、住所において通知または送付書類を發送した場合には、延着したものは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第19条（成年後見人等の届出）

- 私はまたはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって甲に届出するものとします。
- 私はまたはその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって甲に届出するものとします。
- 私はまたはその代理人は、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合、本取引開始前にも前2項と同様に届出するものとします。
- 私はまたはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に甲に届出するものとします。
- 私はまたはその代理人は、第1項から第4項の届出前に生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。第20条（報告および調査）

- 甲が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

第20条（信用状態等）

- 私は（社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった後5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ほうコロまたは特殊知識暴力集団等、テロリスト（疑いのある場合を含む）、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に遊離されるべき関係を有すること

- 私は自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③本取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明し、私と本取引を継続することが不適切である場合には、私は、甲からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、本取引のカードローン取引規定に定める返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
- 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が甲からの請求を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、請求が延滞し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の場合において、私に損害が生じた場合も、私は甲にはなんらの請求をいたしません。また、甲に損害が生じたときは、私のその責任を負います。

第22条（合意管轄）本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲本店または甲支店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所することに合意します。

第23条（印紙税）

この契約により私が納付すべき印紙税は、原則として契約締結時に納付するものとします。

第24条（契約の変更）

- この契約の内容を変更する場合（第6条第3項により利率が変更される場合を除く）、甲は変更内容および変更を私に通知（甲店頭の掲示を含む）するものとします。私は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがい本取引を行います。
- 前項のほか、甲は、次の号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、この契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、私のホームページにおける公表その他相当な方法で私に周知したうえで、この契約を変更できるものとします。
 - ①変更内容が私の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第25条（保証契約の更新）

保証契約の有効期間は、私が甲との間に締結した本取引契約の取引期間と同一にします。

第26条（譲渡、買入れ等の禁止）カードおよび通帳は譲渡、買入れまたは貸与することができないものとします。

以上

《きょうえい》ローンカード規定

- （カードの発行）
（きょうえい）ローンカード（以下「カード」といいます。）は、以下のカードローン契約（当座貸越契約）にもとづき、当組合が発行します。
- （カードの利用）カードは、当組合ならびに当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（自動預入払出機ならびに振込機を含む。以下「支払機」といいます。）を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「借入れ」といいます。）に利用することができます。
- （支払機による借入れ）
 - ①支払機を使用して当座貸越の借入れを行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
 - ②支払機による借入れは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入金額は当組合または提携先が定めた金額の範囲内とします。
なお、提携先の支払機を利用する場合は1日あたりの借入金額は当組合が定めた金額の範囲内とします。
 - ③提携先の支払機により借入れを行う場合は、その金額を以下「5. 支払機利用手数料」に規定する支払機利用手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入れ可能な金額を超えるときは、借入れることができません。
- （振込機による振込）
 - ①支払機を利用して振込資金を当座貸越口座からの振替等により借入れし、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
 - ②振込による振込の場合の依頼人名は、自動的に当座貸越契約者本人の義となりま。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
 - ③前項1②の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの振込について当組合が本日から当組合

- 所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- ④振込機を使用して振込資金を当座貸越口座からの振替により借入れ、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料と第5条に規定する支払機利用手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額の範囲を超えたときは、その振込はできません。

5.（支払機利用手数料）

- ①支払機を利用して借入れを行う場合には、当組合および各提携先所定の支払機利用に関する手数料をいただきます。
- ②当組合の支払機を利用して借入れを行う場合は、当組合がくにご定めた時間帯に限り、支払機利用手数料を自動的に引き落としのうえ貸越口座に組み入れます。
- ③提携先の支払機を利用して借入れを行う場合に、提携先が支払機利用手数料を定めているときは、支払機利用手数料は借入れ時自動的に引き落としのうえ、貸越口座に組み入れます。

6.（支払機故障時等の取扱い）

- ①停電、故障等により支払機による借入れができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本店（以下「本店」といいます。）の窓口でカードにより借入れを行うことができます。
- ②前項1による借入れを行うときは、当組合所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出してください。なお、各提携先の窓口では、この取扱いには致しません。
- ③停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本店の窓口で前2項によるほか、振込依頼書を出すことにより振込の依頼をすることができます。なお、各提携先の窓口では、この取扱いには致しません。

7. (カードによる取引金額等の通帳記載) 通帳が発行されている場合、カードによる取引金額(支払機利用手数料を含む。)の通帳記入は、通帳が当組合の支払機で使用されたとき、または当店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。
8. (カードによるご返済) 支払機を利用して借入れのご返済(入金)を行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し操作してください。
9. (カード・暗証番号の管理等)
 - ①当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ支払を行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
 - ②カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。
 - ③届出の暗証番号を変更する場合には、当組合の支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力してください。この場合、生年月日・電話番号等他人に類推されやすい暗証番号は避けてください。④届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合は、カード自体が使用できなくなる場合があります。その際は当組合所定の手続きをした後に第13条によるカードの再発行の手続きが必要となります。
 - ⑤カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。
10. (偽造カード等による払戻し等) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該借入れについて当組合が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。
11. (盗難カードによる払戻し等)
 - ①カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用させ生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
 - ②前項①の請求がなされた場合、当該借入れが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日)にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ③前項①②の規定は、前項①にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが発初に行われた日。)から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
 - ④前項②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
 - ①当該借入れが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
イ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
ウ. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
12. (カードの紛失、届出事項の変更等)
 - ①カードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
 - ②前項①の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項①と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって当店に届出てください。
 - ③氏名・その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。
13. (カードの再発行等)
 - ①カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - ②カードを紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をお支払いいただきます。
14. (支払機への誤入力等) 当組合および各提携先の支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合および各提携先は責任を負いません。
15. (解約等)
 - ①当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
 - ②カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
16. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。
17. (カードの有効期限) カードの有効期限は、各当座貸越契約に定める期限とします。なお、契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。
18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各当座貸越契約ならびに返済用口座の預金規定の各条項により取扱いま

す。 以 上